昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目　次

◇人委規則
教職調整額に関する規則
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

教職調整額に関する規則をここに公布する。

昭和四十七年一月十日

鳥取県人事委員会委員長　森　本　繁　蔵

鳥取県人事委員会規則第一号

教職調整額に関する規則

（目的）

第一条　この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十号。以下「条例」という。）第三条第二項及び第五条第一項の規定に基づき、教職調整額に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（教職調整額の支給方法）

第二条　条例第三条第一項に規定する教職調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。

（教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額）

第三条　条例第五条第一項の給料表に掲げる給料月額に加える額は、次の各号に定める額とする。

一　教育職給料表㈠の職務の等級一等級の場合　二千八百円

二　教育職給料表㈡の職務の等級一等級の場合　二千六百円

（雑則）

第四条　この規則に定めるもののほか、教職調整額に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年一月一日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年一月十日

鳥取県人事委員会委員長　森　本　繁　蔵

鳥取県人事委員会規則第二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八条の四に次の一項を加える。

4　教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の職務の等級一等級に昇格し、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十号。以下「特別措置条例」という。）第五条第一項の規定の適用を受けることとなる職員の当該昇格後の給料月額に関しては、同項の規定の適用がないものとして第一項各号の規定を適用するものとする。

第八条の五に次の一項を加える。

3　特別措置条例第五条第一項の規定の適用を受ける職員を降格させた場合における当該降格後の給料月額に関しては、同項の規定の適用がないものとして第一項各号の規定を適用するものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年一月一日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年一月十日

鳥取県人事委員会委員長　森　本　繁　蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の教育委員会の事務部局等の教育機関の学校の項中

「

高等学校	教頭である教諭 定時制主事である教諭 通信制主事である教諭 分校主任である教諭 舎監長である教諭	百分の十

」を

「

高等学校	教頭である教諭 定時制主事である教諭 通信制主事である教諭 分校主任である教諭 舎監長である教諭	百分の八

」に、

「

盲学校 ろう学校 養護学校	教頭である教諭	百分の十

」を

「

盲学校 ろう学校 養護学校	教頭である教諭	百分の八

」に改め、同表の市町村立学校の項中

教頭である教諭 校舎主任である教諭（人事委員会の定めるものに限る。）	百分の十

を

校舎主任である教諭（人事委員会の定めるものに限る。）	百分の十
教頭である教諭	百分の八

に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年一月一日から適用する。